

# 【研究報告】

平成14年6月10日

## ベトナムにおける担保権の実行

日越法整備支援プロジェクト

長期専門家 塚原長秋

### 目 次

I	はじめに	85
II	担保権実行手続の開始と概略	85
III	担保権実行の手続	86
	(1) 担保権実行前の諸手続	86
	(2) 当事者の権利義務	87
	(3) 担保権の実行	87
	(4) 登録の抹消	88
IV	政令178の34条2項に基づく担保権の実行	88
V	土地及び土地に付着する財産	90
VI	担保物の評価	90
VII	優先順位	91
VIII	担保権実行を確保するための関係政府機関の協力	91
	(1) 登録の確保	92
	(2) 強制手段	92
IX	その他の問題	93
	(1) 担保権実行の担当者	93
	(2) 担保権実行に関する紛争	94

---

\* 本稿は、平成13年6月からハノイに駐在して法整備支援活動に従事している JICA 長期専門家 塚原長秋弁護士による、ベトナムにおける担保権の実行に関する研究報告である。

## 1 はじめに

本稿で扱う担保権の実行について、ベトナム民法では、質権について341条、抵当権について359条において、それぞれ定められているにすぎない。より具体的な規定を定めているのは1999年11月19日付の政令165である。同政令は第3章（22条から40条まで）において担保権の実行について規定する。この政令165は民事・経済・商事取引、涉外取引に適用される（1条）。この政令165の担保権実行手続については、現在、改正作業中の民法草案にそのかなりの部分が法典化されている。政令165については2002年2月28日付通達06が、その施行細則を定める（担保権の実行については同通達06のⅡ，4～8に規定されている）。

金融機関の融資に関する担保権実行については1999年12月29日付の政令178の第5章（31条から35条まで）が定めており、金融機関の融資に関しては、本政令が前記政令165に優先して適用される（上記通達06のⅠ，1. 2a）。政令178については、その施行細則は多数あるが、担保権実行については2001年4月23日付の共同通達03（以下「通達03」と言う）が最も重要である。

現状においては、担保を設定するのはほとんどが金融機関であり、問題となるのはこの金融機関の有する担保権が実行される場合であるので、本稿においては主に政令178，通達03に基づいてその概要を述べる。

ベトナムにおける担保権実行手続は日本におけるそれとかなり異なっている。日本において担保権を実行し優先弁済を受けるには、裁判所に担保物の競売を請求し、その換価代金から配当を受けるのが原則である。すなわち、担保権の実行には公の機関である裁判所が介在し、実行手続が適正に行われることを確保している（公的実行）。一方、ベトナムにおける担保権の実行は原則として債権者・債務者間の合意した手段によってなされ、公の機関が介入してくることは例外である（私的実行）。公的実行、私的実行にはそれぞれ長所・短所があり、一概にどちらがよいということとはできない。公的実行においては、手続の公正が保たれ確実に実行されるという長所があるが、債権者の一番の関心事である売却価格が低額となるという短所がある。私的実行の場合はこの反対である。それぞれの国の事情によりどちらの制度がより適当かを判断していくことになる。

## Ⅱ 担保権実行手続の開始と概略

債務者に債務不履行があれば、債権者である金融機関は担保権実行手続を開始できる（政令178の31条1項，通達03のAⅠ）。実行方法は当事者間の合意によるが、合意ができない場合は金融機関が主導する。

弁済期から60日が経過しても合意により担保権が実行されない場合、債務者が弁済期日前の支払を法によって義務付けられている場合、債務者の解散した場合、債務者の組織変更に伴って担保権が法令通り処理されない場合にも、金融機関は担保権を実行できる（政令178の32条，通達03のBⅡ）。この場合、金融機関は債務者との合意によらず自らの主導

により担保権を実行できる。

上記の双方の場合とも、金融機関が債務者に担保権を実行する旨の通知を出すことで手続が開始される。

担保権実行の方法は当事者の合意に従い売却・代物弁済・物上代位の方式の中から選択する。金融機関が主導する場合も原則としてこれら3つの方法のどれかによるが、上記の後者の場合にはこれらに加えて競売によることもできる。

担保物の価値の評価についても原則として当事者の合意による。配当は、費用、国家に対する債務（税金や土地使用料等）、元本・利息・遅延損害金の順番で、剰余が出れば金融機関に清算義務がある。

また、債務者が担保物の引渡し等に応じない場合については、金融機関からの要請により人民委員会や警察が強制的な手段を講じることができる。

以下では法令の条文に従って実行手続をより詳しく見ていく。また、個々の問題点についても指摘することにする。

### III 担保権実行の手続

#### (1) 担保権実行前の諸手続（通達03の B I, 2）

- ① 債務者に債務不履行があり、担保権を実行しようとする金融機関は書面で債務者に対し以下の内容を通知する（通達03の B I, 2. 1 a/）。
  - ・担保権実行の理由
  - ・被担保債権の価値（額）
  - ・担保物の種類、質、量等
  - ・実行方法
  - ・実行期日
  - ・担保物の引渡し期限と場所
- ② 担保取引が登録されている場合は、金融機関は実行通知を関係登録機関に登録する（通達03の B I, 2. 1）。
- ③ 金融機関は上記通知の登録の日から、質権の場合は7日、抵当権の場合は15日以降に実行期日を指定する。担保取引が登録されていない場合は、この7日、15日の期間は金融機関が債務者に通知を送付した日から数える。担保物が容易に損なわれる場合には、通知を送付した日から直ちに担保権を実行できる（通達03の B I, 2. 1 b/）。
- ④ 債務者は金融機関と協力して、担保物・関連書類の引渡し等（これらの引渡しは、担保権実行そのものではなく、実行の準備として行うものと考えられる）、担保権の実行に必要な準備を行う。金融機関は、担保物・関連書類の引渡し期日を定める。もし、債務者（担保物等を占有する第三者も含む）が拒絶した場合は、本通達の B X I の規定（担保物移転の強制手続、後述）に従う（通達03の B I, 2. 2）。
- ⑤ 金融機関は、担保物の引渡し・実行方法・当事者の権利義務等を記載した書面を作成

する（通達03のB I， 3）。

(2) 当事者の権利義務（通達03のB I， 4）

上記通知を送付した後の当事者の権利義務は以下のとおりである。

① 金融機関の権利（通達03のB I， 4． 1）

- ・債務者等に担保権実行に必要な準備の協力を求める（通達03のB I， 2． 2参照）。
- ・担保物を自ら使用したり，債務者等にその使用を許可する（政令178の34条3項，通達03のBVIによると，担保権が実行されるまでは，金融機関が自ら担保物を使用したり使用を許可できる）。
- ・使用の継続が担保物の価値を害する場合には，債務者等に対して，その使用の禁止を要求する。
- ・担保物からの収益を債務弁済に充てる（政令178の34条3項，通達03のBVI参照）。
- ・債務者等が，担保物を引き渡さなかった場合（担保権実行の準備としての引渡し）・担保物の維持管理を怠った場合・担保物を処分したり損害を与える場合等には，金融機関は，債務者等に対し担保物の引渡しを要求できる。もし，債務者等が拒絶した場合は，本通達のB X Iの規定（担保物移転の強制手続，後述）に従う。
- ・その他，法により定められた権利

以上，担保権実行前に金融機関には様々の権利が認められているが，最大の問題は，確実に担保物を確保できないことである。上記のように金融機関は通達03のB X Iの強制的な移転手続を利用できるが，それとても完全なものではなく債務者等が売却等の処分をなすことを防ぎきれものではない。

処分した場合については，登記されている物件については担保権利者がその権利を証明することなく，また，未登記の物件については担保権利者がその権利を証明したうえで，それぞれ権利を主張できると思われるが，担保権利者としては面倒な手続を強いられることになる。

② 債務者の義務（通達03のB I， 4． 2）

- ・金融機関に協力し担保権実行に必要な準備をする（通達03のB I， 2． 2参照）。
- ・金融機関の許可なく担保物の売却，使用等を行わない。
- ・担保物の価値を損なう行為を行わない。
- ・担保物を維持管理し，金融機関の要求に従い担保物・関連書類を引き渡す。
- ・その他，法により定められた義務

(3) 担保権の実行（通達03のB I， 5）

担保権の実行方法は合意された方法による（政令178の31条2項前段，通達03のA II）。この合意は被担保債権の融資契約によってなされている場合もあれば，担保権設定契約によってなされる場合もある。また，これらの合意を後に（担保権実行時に）当事

者間で書面によって変更できる（通達03の B I, 1）。合意といってもどのような方法でもよいということはなく、政令178の33条に定められた方法、即ち、①担保物の売却②金融機関による担保物の譲受（代物弁済型）③第三者が債務者に支払うべき金銭もしくは財産の金融機関による受領（物上代位型）の3つに限られる。同政令は34条1項において、当事者は33条に定められた方法で合意するよう求められているからである。この合意が守られなかった場合は債権者である金融機関が上記3つの方法の中から実行方法を決定する（政令178の31条2項後段、通達03の A II）。

① 担保物の売却（政令178の34条1項、通達03の B I, 5. 1）

当事者は、通達03の B VIIに基づいて担保物の評価について合意する。

合意に基づき債務者あるいは担保物を所有する第三者が、直接に買受人との間で書面による売買契約をするか、競売センター、競売会社を通して売却する。合意が守られなかった場合は、金融機関が売却方法を定める。

② 金融機関による担保物の譲受（通達03の B I, 5. 2）

金融機関と債務者は、担保物の譲受・担保物の評価・債務弁済について記載した書面を作成する。金融機関は、担保物を譲り受けた後、所有権・使用権の移転手続をするか、第三者に担保物を譲り渡すことができる。

③ 第三者が債務者に支払うべき金銭もしくは財産の金融機関による受領（通達03の B I, 5. 3）

金融機関あるいは債務者は、第三者に対し、金融機関に対し金銭等を支払う旨の通知をする。担保物が債権や知的財産等である場合は（2000年4月4日付の通達06の2章2節1. 1 b）から f）までを参照）、金融機関がこれらの権利を得る。

金融機関は、金銭等の受領・担保物の評価・債務弁済について記載した書面を作成する。

(4) 登録の抹消（通達03の B I, 6）

担保権が実行された後、金融機関もしくは債務者は、法に従い担保取引登録及び担保権実行の登録を抹消する。

IV 政令178の34条2項に基づく担保権の実行（通達03の B II）

通達03は、B Iで「合意による担保権実行」について規定し、B IIで「政令178の34条2項に基づく担保権実行」について規定する。

政令178の34条2項は、「金融機関が政令178の32条により担保物の処分の権限を与えられたときは、債務者等は金融機関に担保物を引き渡さなければならず、金融機関は、売却・競売・譲受等の担保物処分の権限を与えられる。」と規定する。

政令178の32条は、金融機関が担保権を実行してもよい場合として以下を定める。

- ・ 弁済期から60日を経過しても、合意により担保権が実行されない場合
- ・ 債務者が、法の規定により弁済期日以前に支払をしなければならぬにもかかわらず、

支払がなされない場合（2001年12月31日付国家銀行決定1627の26条1，dによると，弁済期日以前に支払をしなければならない場合とは，債務者の与えた情報が虚偽の場合，債務者が融資契約に違反した場合である。実際の融資契約では，これら以外にも債務者が弁済期以前に支払をしなければならない場合が記載されており，金融機関はこれらの規定に不満を持っているようである。）

- ・経済組織である債務者が弁済期日前に解散した場合
- ・債務者が分割，合併，民営化されたが，担保権が本政令に従って処理されない場合（政令178の13条2項，3項参照）

以上の場合には，金融機関は合意にかかわらず自らの主導で以下の方法により担保権を実行できる。ただし，金融機関と債務者は担保権実行方法等について合意することもできる。この合意は，既になされていた合意でもよいし，新たにした合意でもよい（通達03のBⅡ，4）。

「政令178の34条2項の場合」も，前項の通常の合意による「担保権実行の手続」の場合と同様に，担保権の実行前に，金融機関は債務者に対する一連の通知の手続をふまなければならない。また，当事者の権利義務についても同様である。（通達03のBⅡ，1による準用）また，登録の抹消についても前項の手続の場合と同様の規定がおかれている（通達03のBⅡ，3）。

「政令178の34条2項の場合」について，金融機関は自らの主導で以下のように担保権を実行できる（通達03のBⅡ，2）。

① 担保物の売却（通達03のBⅡ，2．1）

金融機関は，直接に担保物を売却できる（競売機関を介して売却しなければならない土地所有権等は除く）。通達03のBⅠ，2．1の期間（質権については7日，抵当権については15日，本稿Ⅲ，(1)③を参照）が経過した後，金融機関は担保物の売却について公知する。売却価格は，通達03のBⅦの規定（実行時の担保物の評価，後述）に従って決定され，売買契約書は書面で交わされる。

② 競売機関等への委任（通達03のBⅡ，2．2及び2．3）

金融機関は，競売機関（競売センター，競売会社）等に担保物の売却を委任することができる。その場合の手続は競売規則による。土地所有権と土地上の付着物の売却については競売の方法によらなければならない（通達03のBⅢ参照）。

③ 担保物の譲受（通達03のBⅡ，2．4）

金融機関は，被担保債権の履行に代えて担保物を譲り受けることができる（土地所有権と土地上の付着物は除く）。金融機関は債務者と話し合う必要はないが，手続は「合意による場合」と同様である。

④ 第三者が債務者に支払うべき金銭もしくは財産の金融機関による受領（通達03のBⅡ，2．5）

金融機関は，法の規定，当事者間の担保契約に従って金銭等を受領する。受領手続は「合意による場合」と同様である。第三者が支払等を拒絶した場合は，本通達のBⅩⅠ

の規定（担保物移転の強制手続、後述）に従うか、訴えを提起する。

## V 土地及び土地に付着する財産（通達03の BIII）

土地、建物に関する担保権の実行は多くの問題を抱えている。理由として、一つには、以前、土地使用権の担保権実行は競売のみによってなされてきたが、競売に関する規則（1996年12月19日付政令86の7条4項）によると、土地使用権の競売には「権限ある国家機関」の許可が要るが、この「権限ある国家機関」についての規定がないため、許可が得られず担保権実行が不可能となっていること。もう一つは、多くの者が土地使用権証書を所持していない現状で、関係政府機関が土地使用権や建物の移転を認めたがらないことがあげられる。

このような状況に対処するため、通達03は以下のように定める。

土地使用権と土地に付着する財産の担保権の実行は融資契約・担保契約に従う（通達03の BIII, 1）。

上記の合意により担保権実行ができない場合は、金融機関は競売に付するか、裁判に訴える（通達03の BIII, 2）。

土地使用権の競売手続は以下のとおりである（通達03の BIII, 3）。

- ・金融機関は競売を地方の人民委員会に申請する。
- ・人民委員会は申請から15日以内に競売を認めるかどうかを決定する（土地法、土地使用権の移転等に関する政令17による制限が考慮される）。
- ・金融機関は人民委員会の許可を得て競売に必要な手続をとる。

担保権実行手続完了後、金融機関は担保登録抹消の手続をし、買受人等に物件を移転する（通達03の BIII, 4）。

金融機関は関係政府機関に土地使用権証明書や宅地使用権・住宅所有権証明書を買受人等に発行するよう求め、関係機関は土地使用権証明書は15日以内、宅地使用権・住宅所有権証明書は60日以内に発行する（通達03の BIII, 5）。

## VI 担保物の評価（通達03の BVII）

政令178の8条1項は、担保物の評価は担保契約時に行うように求める。このような要求は、多くの金融機関に、この評価が担保権実行の際の担保物の価値を決めるのではないかという懸念を抱かせているが、同政令同条同項は、担保契約時の評価は担保実行時の評価を決定するものではないと明確に規定している。

通達03は、担保権実行時の担保物の評価について以下のように規定する（通達03の BVII）。

金融機関と債務者は、担保権実行の際に担保物の価格について合意し、その合意を書面にする（通達03の BVII, 1）。

当事者の合意が得られなかった場合は、以下のようにして価格が決定される（通達03の BVII, 2）。

- ・まず、金融機関は、価格の決定を専門業者に依頼するか、既に専門業者の示した価

格・担保権実行時の市場価格・政府決定価格を参考にする。

- ・買受人間の価格が異なる場合や、同時に複数の買受人が生じた場合は、金融機関は最も高い価格を決定するか、競売にかける。
- ・競売にかけられた場合は、担保物の評価は競売規則による（通達03の **BVII**, 3）。

専門業者等の示した客観的な価格に従うときは、当事者は満足する結果を得ることができ。しかし、買受人の最高価格に従う場合は、債務者は知人に高額の買受価格を示すように頼むことがある。最高価格を示した者が、担保物を買受ける義務は規定されていないため、結果として実行手続が行き詰まることになる。

## VII 優先順位（通達03の **BVIII**）

担保権実行の結果、得られた利益は以下の順序で支払われる（通達03の **BVIII**, 1）。

- ・担保権実行に要した費用
- ・税金その他国家に対する債務
- ・元金、利息、遅延損害金

売却、譲受の場合に金融機関が債権額を超える利益を得たときは清算義務がある（通達03の **BVIII**, 3）。

買受人が一度に支払えない場合は分割払いもできる（通達03の **BVIII**, 4）。

複数債権が担保されている場合で1つの債権について担保権実行をするときは、他の債権についても一括して支払が行われる。支払は登録した順番による（通達03の **BVIII**, 5）。

シンジケートローンの場合は債権額に応じて配当がなされる（通達03の **BVIII**, 6）。

債務者によって担保物の価値が増加された場合は、その物が担保権実行の対象となる（通達03の **BVIII**, 7）。

担保物の保険金に対する物上代位（通達03の **BVIII**, 8）。

本通達の **BVIII**, 1によれば、税金等の国家への債務が金融機関の債権に優先する。したがって、場合によると、金融機関は、担保権を実行したもののその利益が全て国家への債務（土地使用料等）に充てられ、自らは回収するものが何もないという事態に陥る危険がある。この危険は、金融機関が担保権実行時に債務者が国家にどの程度の債務を負担しているかを知る手段がないことで倍化される。

本通達 **BVIII**, 5によれば、複数債権が担保されている場合、登録した順番で配当される。同様の規定を持つ政令165の14条3項によると、この登録は当事者の合意により変更できる（同一担保物に対する複数債権の問題はそれ自体大きな問題である。政令178によると複数の金融機関が同一担保物に対して担保権を設定することは禁止されている。したがって、ここでいう複数債権とは主に同一債権者が有する複数債権のことと解される）。

## VIII 担保権実行を確保するための関係政府機関の協力（通達03の **BX**, **BX I**）

以前は、債務者が担保物の引渡しに応じない場合に、関係政府機関が担保権実行に際して助力するという規定がなかったため、債権者の担保権実行は事実上困難であった。また、

裁判所の判断がないと政府機関が移転登録に応じないため、債権者は多大な費用・時間・労力を要する裁判所へ訴えることを余儀なくされていた。

政令165, 178と通達03は、この点について関係政府機関の協力について規定した。

#### (1) 登録の確保（通達03の BX）

政令165の38条は、関係政府機関が必要書類を受領してから、動産であれば7日以内、不動産であれば15日以内に当該物件について登録をしなければならないとしている。

この点につき、通達03は以下のように規定する（通達03の BX）。

関係当局（人民委員会、土地管理局、警察等）は、金融機関からの要請を受けて、所有権・使用权の移転手続を行わなければならない。金融機関は要請の際、融資契約・担保契約の写し、権利の証明書、担保物の移転合意を証する書面等を提出する（通達03の BX, 2）。担保権実行の判決がある場合は、判決書、執行決定書、融資契約・担保契約等に基づいて手続を進める（通達03の BX, 3）。

移転手続に必要な書類として、通達03は、権利者の同意を要求していない。このような同意は既に融資契約・担保契約でなされているからである（通達03の BX, 4）。この規定により譲受人（買受人）は少なくとも登記に関する限りは安心して担保物を確保できることになりベトナムにおける担保権実行手続は著しく改善された。

しかし、實際上、関係当局がこの規定をどこまで遵守しているかは疑問である。例えば、金融機関が外国投資会社の株式に設定した質権が実行された場合、計画投資省は株式の譲渡を登録し新しいライセンスを外国投資会社に渡すことになっているが、計画投資省が金融機関の要請に基づいてこの義務を果たしているかは不明である。

#### (2) 強制手段（通達03の BX I）

政令178の35条は、担保権実行を確保するための関係政府機関の役割を規定する。これを受けて、通達03の BX I は、担保物の占有者から金融機関への担保物の強制的な引渡しについて概ね以下のように規定する。

担保物の占有者が、金融機関の当初の通知の期限内に担保物を引き渡さない場合は、金融機関は理由・引渡期限・採るべき手段・当事者の権利義務を記載した書面で再び通知する（通達03の X I, 1）。金融機関の採るべき手段とは以下のようなものである（通達03の X I, 2）。

- ・担保物の引渡しを要求する。
- ・担保物が引き渡されない場合には、人民委員会と警察の援助を要求する。
- ・通知した期限が経過しても担保物が引き渡されない場合は、人民委員会と警察の協力を得て担保物を占有する。

人民委員会と警察の役割は以下のようなものである（通達03の X I, 3）。

金融機関からの上記の援助の要求を受けた後、人民委員会は、10日以内の期間を定めて、担保物占有者に担保物を金融機関に引き渡すように説得する（通達03の X I, 3. 1）。この期間を経過しても依然として引渡しがない場合は、人民委員会は関係機関を

指示して以下のように引渡しを強制する（通達03のX I, 3. 2）。

自動車・バイク等の交通手段が担保物であるときは、以下のとおり。

交通警察が、金融機関から要求を受けた物件を登録業務の中で見つけた場合には、移転登録をせず金融機関に意見を求める。交通警察が、巡視・捜査中に担保物の証明書の期限が経過していることを発見した場合には（自動車等に質権が設定された場合、金融機関は所有権証明書を預かり、債務者は担保の有効機関が記載された所有権証明書の写しを保管する）、交通警察は担保物を預かり金融機関に連絡する。金融機関は交通警察から担保物の引渡しを受ける（通達03のX I, 3. 2 a/）。

倉庫・住宅等他の建造物の場合は、担保権の及んでいない物件を移動し当該建物の引渡しを受ける（通達03のX I, 3. 2 b/）。

機械・設備・原料・商品等他の物件の場合は、金融機関が占有する（通達03のX I, 3. 2 c/）。

担保物の占有については、人民委員会の代表が証明され文書化される（通達03のX I, 3. 3）。

上記のような金融機関の担保物の譲受が妨害される場合には警察がその妨害行為を止めさせる（通達03のX I, 3. 4）。

上記の規定にもかかわらず、担保物の引渡方法については具体的な規定がないため警察が適切な援助を与えることは困難な状況である。また、通達03には、どのレベルの人民委員会と警察がこの職務を行うのかについての規定がないため、實際上運用がなされるのかどうかは不明である。

## IX その他の問題

### (1) 担保権実行の担当者

ベトナムの金融機関は、財産取引（the property trading activities）をすることが許されていない。担保物の売却、譲受等を行う担保権の実行がこの財産取引にあたり、金融機関は担保権の実行ができないのではないかとということが懸念されていたが、通達178の31条8項で「担保権の実行は債権回収の手段であり、財産取引でない」と規定されたため、この問題は解決した。

また、金融機関は、担保権実行の権限を第三者に委譲したり委任したりすることができる（政令178の31条3項、通達03のAⅢ）。通達03のAⅢによると、この第三者は、法人格を有する組織であること、法によって債権回収もしくは担保権実行の権限が与えられていること、という2つの要件を満たさなければならない。しかしながら、この後者の要件を満たす組織とは何であるのかについては不明確である。おそらく競売センターのような債権回収・担保権実行をその職務として登録している組織がそうであろうと思われる。また、金融機関の免許には債権回収・担保権実行が職務として記載されておらず、金融機関が担保権実行権限の委譲・委任を受けられるのかについても不明確である。このように、上記通達03のAⅢの要件は、担保権実行手段の選択の余地を制限

しているように思われる。

(2) 担保権実行に関する紛争

政令165の39条によると、担保権実行に起因して紛争が生じた場合には、当事者は裁判所か仲裁機関に紛争解決を求めることができる。裁判所や仲裁機関の決定が出るまで、当事者は、担保物を維持しなければならず、裁判所や仲裁機関が許可しない限り、売却等担保物の処分をすることができない。

これらの紛争解決手段は、当事者間の公平な担保権実行を確保するためのものであるが、債務者がこの解決手段を濫用して、金融機関が担保権を実行する前に裁判所や仲裁機関に申立てを行い、担保権の実行が遅滞することになる。

以 上